

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

静岡市長 殿

提出者

住 所 静岡県静岡市葵区流通センター12番7号
氏 名 三和建商株式会社
代表取締役社長 妻形慎也
電話番号 054-263-2030

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三和建商株式会社
事業場の所在地	静岡県静岡市葵区流通センター12番7号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設事業(職別工事業)
②事業の規模	請負完成工事高3億234万円
③従業員数	59人(正社員48名、それ以外の職員11名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	多量排出事業者産業廃棄物処理計画書のとおり

(日本産業規格 A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり t	t

(これまでに実施した取組)

多量排出事業者産業廃棄物処理計画書のとおり

【目標】

② 計画	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり t	t

(今後実施する予定の取組)

多量排出事業者産業廃棄物処理計画書のとおり

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

多量排出事業者産業廃棄物処理計画書のとおり

②計画 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

多量排出事業者産業廃棄物処理計画書のとおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
多量排出事業者産業廃棄物処理計画書のとおり			

(第5面)

【目標】	
産業廃棄物の種類	別紙のとおり
全処理委託量	別紙のとおり t
優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t
再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t
認定熱回収業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)	
多量排出事業者産業廃棄物処理計画書のとおり	
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

添
別

多量排出事業者産業廃棄物処理計画



三和建商株式会社

1. 事業所に関する事項（会社概要）

(1) 会社名：三和建商株式会社

(2) 所在地：本 社 〒420-0922 静岡市葵区流通センター12-7
TEL 054-263-2030 FAX 054-263-2036
沼津支店 〒410-0055 沼津市高島本町13番地25号
TEL 0559-24-2523 FAX 0559-24-2517
藤枝営業所 〒426-0036 藤枝市上青島460-1
TEL 054-634-1030 FAX 054-645-2038

(3) 資本金：6,200万円

(4) 従業員数：59名

(5) 請負完成工事高：3億234万円（令和4年度）

(6) 事業内容：

- ・ リサイクル工事（解体工事）
- ・ エクステリア工事
- ・ 土木工事
- ・ 産業廃棄物リサイクル事業
- ・ 建築工事
- ・ 土木建築用資材の販売

(7) 関連会社：

- ・ (株)三和建商リサイクルセンター
- ・ 静岡チップ工業(株)
- ・ オアシス(株)

(8) 許可の種類：

建設業許可	許可番号	静岡県知事許可(特一3) 第6091号
	種類	土木工事業 建築工事業 とび・土工・コンクリート工事業 石工事業 鋼構造物工事業 鋼装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業
	静岡県	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず (特別管理産業廃棄物) 特定有害廃石綿等
	静岡市	収集・運搬(積替え、保管行為を含む。) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 収集・運搬(積替え、保管行為を除く。) 繊維くず、ゴムくず
産業廃棄物収集運搬許可	静岡市	収集・運搬(積替え、保管行為を含む。) (特別管理産業廃棄物) 特定有害廃石綿等
	神奈川県	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず
	山梨県	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず
	岐阜県	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず
	愛知県	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず (特別管理産業廃棄物) 特定有害廃石綿等
	三重県	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず (特別管理産業廃棄物) 特定有害廃石綿等

(9) 主要事業範囲：

静岡県、神奈川県、山梨県等

(10) 事業展望：

昨年に引き続き日本経済は景気が低迷しており、建設業界も厳しい単価競争が激化している。当社の主要事業であるリサイクル工事（解体工事）及び産業廃棄物リサイクル事業もその影響を強く受けている。

一方、環境に対する関心が高まっており、産業廃棄物の適正な処理及びリサイクル事業が注目されている。コンプライアンスを重要視することにより需要を伸ばしていくと考える。

(11) 建設工事請負実績：

3億234万円（令和4年度）

(12) 廃棄物発生処理フローシート：

図1参照

(13) 連絡先：

担当者 三和建商株式会社 本社

安全管理部 管理課 課長 萩原 秀也

電話番号 054-263-2031（直通）

表1

建設工事請負実績 (令和4年度)				
注文者	区分	工事名	請負代金	着工年月
				完成年月
静岡県	元請	令和2年度[第32-Z7001-01号]清水技術専門校本館他解体工事(解体)2022	39,963,000	2022/4/1
			円	2022/6/10
旭化成ホームズ株	元請	旭化成ホームズ株藤枝FREX展示場解体工事	10,450,000	2022/5/30
			円	2022/8/31
静岡県	元請	令和3年度[第33-Z1507-01号]藤枝東高等学校第3棟解体他工事	49,764,000	2022/2/22
			円	2022/10/21
学校法人アイ・アイ学園有度幼稚園	元請	(仮称)アイ・アイ学園有度幼稚園園舎解体工事	33,000,000	2022/7/20
			円	2022/12/15
静岡県	元請	令和2年度[第32-Z7001-01号]清水技術専門校本館他解体工事(土木)	14,146,000	2022/1/17
			円	2023/2/28
県立病院機構静岡県立こども病院	元請	令和4年度静岡県立こども病院旧保育所・医師宿舎K棟・給水塔等解体工事	31,900,000	2022/11/16
				2023/3/31
		その他	123,120,350	
			円	

図1

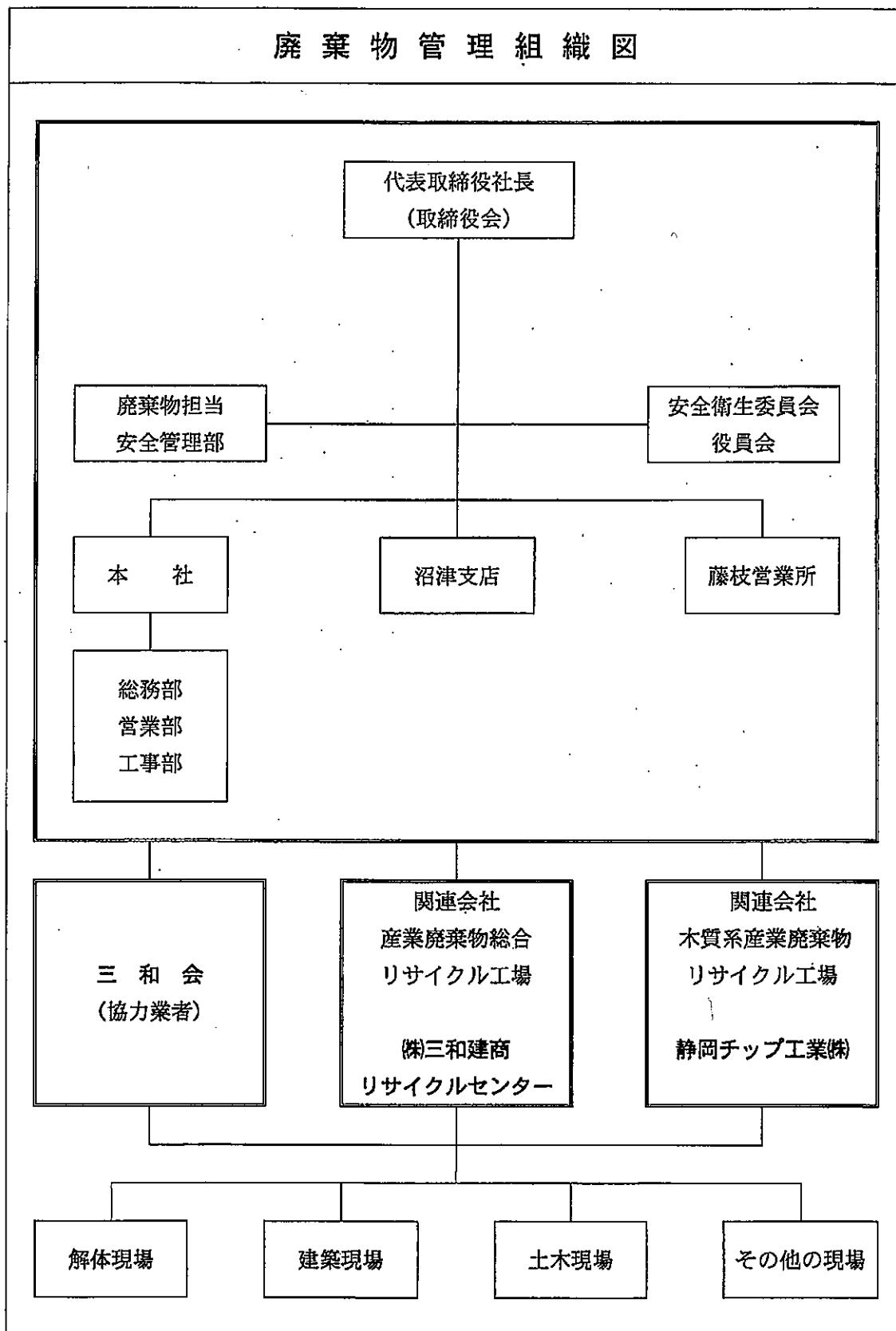
廃棄物発生処理フローシート		
廃棄物発生工程	発生廃棄物の種類	処分
	廃プラスチック類	破碎処分
	紙くず	破碎処分 焼却処分 焼成処分
	木くず	破碎処分 焼却処分 焼成処分
建設解体工事現場 土木外構工事現場	繊維くず	破碎処分
	金属くず	破碎処分
	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	破碎処分 焼成処分
	がれき類	破碎処分 焼成処分
	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物)	埋立(安定型)処分
	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	埋立(安定型)処分
	水銀使用製品産業 廃棄物	破碎処分 培焼処分

2. 廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

廃棄物処理統括責任者		取締役常務執行役員 安全管理部長 濱崎忠雄
廃棄物管理担当者		所属：安全管理部 管理課 職氏名：課長 萩原秀也
役割	安全衛生委員会 役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進等、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長 一 取締役常務執行役員 濱崎忠雄 ・副委員長 一 取締役執行役員工事担当 澤山雅則 ・理事 一 各所属部次長 7名 ・事務局 一 安全管理部
	廃棄物処理 統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 ○ 廃棄物管理規定の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理 担当者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理業者の許可状況の把握 ○ 処理業者、収集運搬業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約書の管理 ○ 産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の管理 ○ 監督官庁、保健所等への各種報告 ○ 社員、協力業者に対する教育・指導 ○ その他関係する事項

廃棄物管理組織図



3. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令、その他の規則を遵守すると共に行政の環境施策に協力する。
- ② 発生する産業廃棄物を収集運搬業者及び処理業者に委託する場合は、産業廃棄物委託契約を締結すると共に、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）により収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 委託する産業廃棄物の埋立処分量を削減し、再使用、再生利用の拡大を図るため、産業廃棄物の分別を推進すると共に、再生施設への委託を促進する。

(2) 廃棄物処理に関する施策

① 廃棄物委託先の管理

産業廃棄物の優良な委託先を確保するため、処理業者情報収集（実地調査等）を実施すると共に、委託する廃棄物の再生利用率を考慮し処理業者の選定を行う。

② 情報収集・指導

監督官庁の動向（廃棄物処理法の改正等）について情報収集し、社員並びに協力業者に対し必要な情報提供を行うと共に、適正処理を確保するため、教育、指導を行う。

(3) 廃棄物処理のに関する課題

- ① 産廃処理施設の視察による情報収集
- ② エコアクション21環境方針の社員への周知徹底と実践
- ③ 石綿含有産業廃棄物処理方法の研究

以上